

知北平和公園組合キャッシュレス決済導入等業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

知北平和公園組合（以下「組合」という。）の火葬場（知北斎場）及び組合管理事務所の窓口で取り扱いのある料金について、利用者の利便性を向上し、業務の効率化及び経費の削減を目的として、キャッシュレス決済を導入するものである。

また、キャッシュレス決済には多様な手段が存在し、キャッシュレス決済端末及びPOSレジ機器・アプリケーションによって機能が異なることから、利用者の利便性、組合の事務効率及び長期的な費用を考慮したものを採用することができるよう公募型プロポーザル方式により事業候補者の選定を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

知北平和公園組合キャッシュレス決済導入等業務

(2) 業務内容

別紙「知北平和公園組合キャッシュレス決済導入等業務仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

ア キャッシュレス決済導入業務

契約締結日から令和7年3月31日まで

イ キャッシュレス決済運用業務

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、年度単位で契約等を行う。

(4) 提案上限額

ア キャッシュレス決済導入業務に係る費用

(2(3)に規定する業務期間アにおける費用)

1, 510, 000円(消費税及び地方消費税を含まない)

イ キャッシュレス決済運用業務に係る費用

(2(3)に規定する業務期間イにおける費用)

2, 700, 000円(消費税及び地方消費税を含まない)

ただし、キャッシュレス決済手数料は含まない。

ア及びイに規定する上限額を超える提案は、失格とする。

3 参加資格

参加者は、公告日において以下に掲げるすべての要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 東海市、大府市及び東浦町のうちいずれかから指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当しない者、又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者に該当しない者であること。
- (5) 国税、県税及び市町村税について滞納していないこと。
- (6) 提案書提出日現在において、キャッシュレス決済に係る歳入の指定納付受託者として地方公共団体(広域連合、一部事務組合含む)との受託実績件数が3件以上あること。(地方公共団体と直接受託・契約しているものに限り、指定管理者や第3セクターから受託・契約しているものは

除く)

なお、複数の企業で参加申込を行う場合は、参加企業のいずれかが要件を満たしていること。

- (7) 提案書提出日現在において、POS レジ機能（アプリケーション）の地方公共団体（広域連合、一部事務組合含む）への導入実績件数が3件以上あること。（地方公共団体と直接受託・契約しているものに限り、指定管理者や第3セクターから受託・契約しているものは除く）

なお、複数の企業で参加申込を行う場合は、参加企業のいずれかが要件を満たしていること。

4 受託候補者選定スケジュール

項目	日程
公告	令和6年12月28日（木）
質問書の受付期限	令和6年12月6日（金） 午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年12月13日（金）
参加申込書提出期限	令和6年12月20日（金） 午後5時まで
提案書等提出期限	令和7年1月10日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション、実機デモンストレーション、ヒアリング	令和7年1月22日（水） 午後1時30分から
選定結果通知	令和7年1月下旬

以後のスケジュールは、受託候補者との協議により決定する。

5 質問受付及び回答

本業務の内容及び手続きに関する質問及び回答を行う。

- (1) 提出書類

質問書（様式1）

- (2) 質問書の受付期間

令和6年12月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

電子メール chihoku@ma.medias.ne.jp

(4) 質問の回答

令和6年12月13日（金）までに、組合のウェブサイト
(<https://chihoku.jp/>) に掲載する。

なお、本業務に直接関係がないと判断した場合には、回答を差し控えるなど、すべての質問に回答するとは限らない。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

参加申込書（様式2）

(2) 提出期間

令和6年12月20（金）午後5時まで

(3) 提出方法

知北平和公園組合事務所へ電子メール、郵送又は持参により提出すること。

ただし、郵送により提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、提出期限必着とする。

また、持参以外により提出する場合は、送付した旨を必ず知北平和公園組合に電話にて連絡すること。

(4) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意様式）を組合へ事前に電話連絡の上、郵送又は持参により提出すること。

7 提案書等の提出

参加資格を満たし、参加申込書を提出した者は、次に掲げる提出書類を提出すること。提出書類は、実施要領及び仕様書に記載されている内容をよく確認して作成すること。

(1) 提出書類

ア 提案書 5部（正本1部、副本4部）

以下の①から⑦を1部ずつフラットファイルに綴り提出すること。

④から⑦については、任意様式（A4版片面印刷）とし、項目ごとにまとめて具体的な内容を記載すること。

①提案書（表紙） （様式3-1）

②提案書（業務実績） （様式3-2）

③提案書（キャッシュレス決済対応ブランド、決済手数料）
（様式3-3）

④キャッシュレス決済端、POS機能及びその他ハードウェアの外観、仕様及び構成がわかるもの

⑤キャッシュレス決済端末及びPOS機能（アプリケーション）の売上管理機能の仕様がわかるもの

⑥操作研修の内容がわかるもの

⑦運用、保守及び操作サポートの内容がわかるもの

イ 提案価格書 （様式4-1） 1部

ウ 提案価格内訳書 （様式4-2） 1部

提案価格書及び提案価格内訳書は、提案価格書用封筒に入れ、封筒の表面に「知北平和公園組合キャッシュレス決済導入等業務提案価格書在中」、裏面に参加者名を記載した上で、封緘及び封印すること。

(2) 提出期間

令和7年1月10日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

組合事務所へ郵送又は持参により提出すること。

ただし、郵送により提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法に限るものとし、提出期限必着とする。また、送付した旨を必ず知北平和公園組合に電話にて連絡すること。

8 受託候補者の選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

提案者から提出された提案書等の審査及び受託候補者を選定するため、知北平和公園組合キャッシュレス決済導入等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）を設置し、下記の方法で審査を行い、受託候補者を選定する。

ア 評価の基準及び点数配分は、提案評価基準（別紙）のとおりとする。

イ 提案評価基準中、項目番号1から6については、提案書により、組合が評価点を算出する。

ウ 提案評価基準中、項目番号7から10については、提案書、プレゼンテーション、実機デモンストレーション及びヒアリング（以下、プレゼンテーション等）により、審査委員会の各委員が選定基準の評価項目ごとに5段階評価を行い、下記の計算方法により提案評価点を算出する。

各委員の評価点 = 評価項目の配点 × 5段階評価の係数

各項目の評価点 = Σ （各委員の評価点） / 委員数

5段階評価		係数
A	非常に期待できる提案である。	1.0
B	期待できる提案である。	0.8
C	標準的な提案である。	0.6
D	一部改善が必要な提案である。	0.4
E	最低限の提案である。	0.2

エ 各項目の評価点の合計（以下「総合評価点」という。）が最も高い提案者を受託候補者とし、2番目に高い得点のものを次点者とする。

オ 総合評価点が最も高いものが2者以上となった場合は、くじ引きで受託候補者を決定する。

カ 提案者が1者の場合でも、原則としてプレゼンテーション等及び審査を行うが、総合評価点が59点未満の場合は、受託候補者として選定しない。

9 プレゼンテーション、実機デモンストレーション、ヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和7年1月22日（木） 午後1時30分から随時

ただし、応募者数によっては、上記日時以外で実施する場合もある。

(2) 場所

知北平和公園組合 組合管理事務所

(3) 内容

ア プレゼンテーション等は提案書の説明と併せて実施する。

イ 参加申込書の提出順に、1提案者につき準備・片付けを含み60分以内で、以下の時間配分を標準とする。
分にて行う。

①プレゼンテーション 10分

②実機デモンストレーション及びヒアリング 30分

ウ 実機デモンストレーションについては、参加者がトレーニング環境等を構築のうえ、決済端末を用いて決裁種別ごとの支払いをシミュレーション形式で実演し、POSレジ機能（アプリケーション）による管理画面での説明を実施する。なお、実機デモンストレーションに必要なインターネット環境については、参加者にて用意すること。

エ 各参加者の開始予定時間等の詳細については、別途通知する。

(4) プレゼンテーションの方法

ア プレゼンテーションは、提出された資料を基に実施し、追加提案の説明や、追加資料の配布は認めない。なお、提案書は、組合にて事前に審査委員会委員に配布する。

イ パソコン・プロジェクターを用いて資料をスクリーンに投影することを許可する。投影する資料の内容は自由とする。この場合、プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは組合が準備し、パソコン、HIDMIケーブル以外の付属機器は参加者が準備すること。

(5) その他

ア プレゼンテーション等は参加者毎に個別に行い、非公開とする。

イ プレゼンテーション等の参加者の人数は4名までとする。

ウ 当日のプレゼンテーションの内容は、審査のため ICレコーダー等で録音を行う。

1 0 選定結果の通知

選定結果はすべての提案者に書面で通知し、組合ウェブサイトにて公表する。

1 1 契約

- (1) 受託候補者と組合で、本業務内容等を提案内容等に基づき協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約の手続きは、知北平和公園組合契約規則の規定に基づき行う。
- (3) 受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。
- (4) 業務内容ごとに複数の契約等を締結することを妨げない。また、受託候補者が複数の企業で参加申込を行った者の場合は、業務を担当する企業ごとに契約等を締結することを妨げない。

1 2 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は重大な不備があった場合
- (3) 同一提案者が複数の提案書を提出した場合
- (4) 提案額が、提案上限額を上回る場合
- (5) 仕様書の要件を満たしていない場合
- (6) その他不正行為があった場合

1 3 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書等に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するものとする。
ただし、受託候補者の選定、公表、その他組合がこの業務に関し必要と認める用途に用いる場合、組合は参加者に断りなく使用できるもの

とする。なお、提出された提案書等の書類の返却は行わない。

- (3) 提出期限以降における提案書の書類の差し替え及び修正は認めない。
- (4) 本プロポーザルの参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を提出すること。

なお、提出期限までに提案書等が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

1 4 問合せ先及び書類提出場所

知北平和公園組合 施設係

住 所 〒474-0044

愛知県大府市桜木町五丁目118番地

電 話 0562-48-5511

F A X 0562-48-5510

E-mail chihoku@ma.medias.ne.jp

(別紙)

提案評価基準

項目番号	評価項目	評価の視点	配点
1	実績	提案書提出日現在において、キャッシュレス決済に係る歳入の指定納付受託者として地方公共団体（広域連合、一部事務組合含む）との受託実績件数 （地方公共団体と直接受託・契約しているものに限る、指定管理者や第3セクターから受託・契約しているものは除く） 5件以上の場合：5点 4件の場合：3点 3件の場合：1点 （3件未満は失格）	5
2		提案書提出日現在において、POSレジ機能（アプリケーション）の地方公共団体（広域連合、一部事務組合含む）への導入実績件数 （地方公共団体と直接受託・契約しているものに限る、指定管理者や第3セクターから受託・契約しているものは除く） 5件以上の場合：5点 4件の場合：3点 3件の場合：1点 （3件未満は失格）	5
3	価格	配点×（最低提案総額経費／提案総額経費） 提案総額経費＝ キャッシュレス決済導入業務に係る費用 ＋キャッシュレス決済運用業務に係る費用 ＋キャッシュレス決済手数料 キャッシュレス決済手数料は、仕様書別表3のキャッシュレス決済想定額（合計）×決済手数料率（％）とする。 決済手数料率が決済方法や決済ブランドにより異なる場合は、平均値（単位％、少数点第3位以下四捨五入）とする。	20
4	対応決済ブランド数	クレジットカードの指定決済ブランドのうち、対応しているブランド1つにつき2.5点 （対応ブランド2つ未満は失格）	10
5		電子マネーの指定決済ブランドのうち、対応しているブランド1つにつき2.0点 （対応ブランド2つ未満は失格）	10
6		二次元バーコードの指定決済ブランドのうち、対応しているブランド1つにつき2.0点 （対応ブランド2つ未満は失格）	10
1～6	小計		60
7	使いやすさ	キャッシュレス決済端末、POSレジ機能（アプリケーション）、売上管理機能等の使いやすさを評価する。	15
8	操作研修	運用開始前に行うキャッシュレス決済端末及びPOS機能の操作研修について、具体的な内容を評価する。	5
9	運用、保守、操作サポート	機能及び操作方法に関する質問の対応、障害発生の対応について、受付時間や対応の迅速さを評価する。	10
10	その他独自の提案事項	仕様以外の独自の提案を評価する。 （例：指定決済ブランド以外のブランドに対応している、1年間の瑕疵担保期間がある、機器の更新に費用がかからないなど。）	10
7～8	小計		40
	合計		100